

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための万全の対策を行う。

### (2) いじめの禁止

児童生徒は、学校の内外を問わず、決していじめを行ってはならない。

### (3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、職員は保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体で全力を挙げていじめの未然防止、早期発見対処、再発防止等に努める。

### (4) 目標

ア いじめの未然防止に対する取組の徹底

イ いじめの早期発見に対する取組の徹底

ウ いじめへ対処するための取組の徹底

## 2 「鹿島特別支援学校いじめ防止対策会議」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

### (1) 会議は次の者で構成する。

校長、教頭、事務長、教務主任、各部主事、生徒指導主事、保健主事、学年主任、教育支援部長、養護教諭、生徒支援係、その他校長が必要と認める者。

### (2) 上記の構成員のほか、校長が必要と判断した場合は、専門的な知見を有する者などを臨時的に構成員とすることができる。

### (3) 会議内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正に関すること。

イ いじめの早期発見に関すること。〈アンケート調査結果の把握、ICTを活用したオンライン相談窓口の活用〉

ウ いじめ防止に関すること。

エ いじめ事案の確認とその対応に関すること。

オ いじめ問題の具体的方策の検討をすること。

カ いじめの相談窓口として相談を受けること。

### (4) 開催

原則、奇数月を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

### 3 いじめ防止等に関する措置

#### (1) いじめの未然防止

児童生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力を培うために、以下のような取り組みを行う。

ア 学校グランドデザインに掲げてある「元気に楽しく学べる学校」、「安心安全な教育環境」のもと、いじめは決して許さない、見過ごさないことを念頭に、組織的に取り組む。

イ 児童生徒の豊かな心・健やかな体の育成を通して道徳心を培い、心の通った信頼し合える人間関係を構築する能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ いじめの背景にある、児童生徒のもつ寂しさやストレスに気付くことができるような教師の観察力を養う。

エ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、児童生徒がいじめ防止に対する意識向上をもつことのできるような支援を行う。

オ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するために、インターネットに関する授業の他、関係機関から外部講師を招き、児童生徒、保護者を対象にインターネットや携帯電話の情報モラル講習会等を行う。

#### (2) いじめの早期発見

いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒とその保護者に対して、以下の状況把握を行う。

ア 全児童生徒対象のいじめアンケート調査（児童生徒の状況により、教師による観察調査を含む）【年2回（9月、2月）】

イ 保護者対象のいじめに関する聞き取り調査【年2回（個別面談時）】

ウ 児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、教育支援部を活用するとともに、いじめ相談窓口の設置をして、児童生徒や保護者へ相談窓口の周知をしていく。

#### (3) いじめの対処

いじめの連絡、相談、発見等があった場合、以下の対策を行う。

ア 県教育委員会へ報告

いじめに係る相談を受けた場合や児童生徒がいじめを受けていると思われる場合は、本校「いじめ防止対策会議」に報告し、速やかに事実確認を行い、結果を茨城県教育委員会に報告する。

イ 情報の共有

いじめの事案に係る情報を、いじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

ウ 指導と助言

いじめの事実が確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止する

ため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

#### エ 連携

いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら当該児童生徒に、一定期間、必要な措置を講ずる。

#### オ 通報

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、茨城県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処し、児童生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じるおそれがある時は直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (4) 重大事案への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

#### ア 重大事態の発生と調査

① 事態発生について茨城県教育委員会を通じて知事に報告

② 重大事態の調査の主体の判断

茨城県教育委員会が、重大事態の調査主体を、学校が主体となるか、茨城県教育委員会が主体となるか、又はどのような調査組織の構成にするかについて判断する。

○ 学校を調査主体とした場合

茨城県教育委員会指導・支援のもと以下のような対応に当たる。

学校の下に、重大事態の調査組織を設置

「鹿島特別支援学校いじめ防止対策会議」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることを検討する。

客観的な事実認定を行うことができるよう、公平性・中立性を確保するように努める。

○ 茨城県教育委員会を調査主体とした場合

茨城県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

③ 調査組織で、事実確認を明確にするための調査を実施

#### イ 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供

② 当該調査結果を茨城県教育委員会を通じて知事に報告

### 4 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

#### (1) 研修

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(2) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するために、情報教育部と連携し、インターネットに関する研修会や、人権教育係と連携し、情報モラルに関する研修会を開催する。

5 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に取組を評価する。

(1) いじめの未然防止に対する評価

- ①「安全安心な教育環境のもと元気に楽しく学べる学校」の徹底
- ②道徳教育及び体験活動等の充実
- ③教師の観察力の向上
- ④保護者並びに地域住民その他の関係者との連携
- ⑤インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(2) いじめの早期発見に対する評価

- ①いじめ調査(生活アンケート)の実施
- ②いじめ相談体制の整備
- ③人材の確保及び資質の向上

(3) いじめの早期対応に対する評価

- ①いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言
- ②保護者と連携
- ③いじめの事案に係る情報の保護者との共有